

第25回大田原市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年7月22日（火）午後2時30分
場 所 大田原市役所 3階301・302会議室

次第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議事録署名人の選任について
- 4 議 題
 - (1) 報告第1号 農地復元等完了報告
 - (2) 議案第1号 農用地利用集積等促進計画について
 - (3) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (5) 議案第4号 非農地証明願について
 - (6) 議案第5号 令和8年度県農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに予算に関する要望（案）について
- 5 出席委員（16名）（法律第27条第3項規定）

1番 渡邊 和子	2番 越沼 良	3番 秋本 則夫
4番 阿見 芳	6番 津久井 勝之	7番 植竹 裕子
8番 笹沼 保治	9番 郡司 裕一	10番 荒井 一夫
11番 相馬 和恵	12番 岩城 善広	13番 鈴木 賢一
14番 古沢 成子	15番 屋代 幸子	16番 唐橋 洋子
17番 佐藤 孝		
- 6 欠席委員 5番 助川 悦夫
- 7 本会に出席した職員
農業委員会事務局長ほか 5名
- 8 傍聴人 なし

開会の宣言

午後2時30分 開 会

大田原市農業委員会憲章唱和（4番）

事務局 それでは会長のごあいさつをお願いします。

議 長 （荒井 一夫） <あいさつ>

本日の出席委員は16名であり、定足数を満たしております。ただいまから第25回農業委員会総会を開催いたします。

議事に入る前に議事録署名人の選任について、議長において指名してよ

ろしいでしょうか。お諮りいたします。

<異議なしの声あり>

議 長 (荒井 一夫) 異議なしの声ですので、議事録署名人には、16番 唐橋委員、17番 佐藤委員を指名します。会議の書記につきましては、事務局の農業振興係長をお願いいたします。

今回、事前に配付しております議案資料に訂正等がありますので、事務局から説明をお願いします。

事務局 <資料訂正箇所等の説明>

議 長 (荒井 一夫) それでは議事に入ります。

報告第1号「農地復元等完了報告」について上程します。事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 4ページ、別冊資料説明2～3ページ>

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので質疑に移ります。

質疑はございませんか。

<質疑なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。

次に、議案第1号「農用地利用集積等促進計画について」を上程します。

事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 5～15ページ>

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終了しました。これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

<佐藤 孝委員挙手>

佐藤 孝委員 17番佐藤です。10ページの7～8番の関係でお尋ねします。

■■■さんから■■■さんに土地を貸すということですが、■■■さんの関係でいろいろお話が聞こえてきております。借りた農地がなかなかきちんと農作物が作られていない、遊休農地化という形になりつつあるという話です。実際年に1回位は草を刈って、作付けはしてないけれどもそうした管理はされているようですが、そういう農地が点々と多くあるということで、本当に農地をこれからどうしようとしているのかという疑問があります。■■■さんについてもう少し再度検討する必要があるかということで、■■■さんの本心を再確認して今後どうしていくのかを聞いた方がいいのではないかと私の意見です。

議 長 (荒井 一夫) ただいま佐藤委員から、借入者が耕作をしていない、草刈りのみで一部荒れているような箇所もあるといったお話ですが、それらにつきましてこういった形を考えどう対応したらいいのか、再検討も含めた考え方を持った方がいいのではないかとのお話ですが、皆様いかがでしょうか。

<阿見 芳委員挙手>

阿見 芳委員 4番阿見です。この件ですが、過去に私の地区でも似たような方が出たことがあります。その時は保留ということをお願いしました。ただ、この方もそうかはわかりませんが、なぜ借りなのか、と思います。なぜ小作料を払ってまで耕作放棄地にするのかというのがあるので、保留できればその方がいいと思います。ぜひよく確認して、再度検討してもらう方向でお願いしたいと思います。

議長 (荒井 一夫) 他にご意見ございませんか。

<越沼 良委員挙手>

越沼 良委員 2番越沼です。先ほど佐藤委員の意見に対してですが、私もこの受け人の耕作している農地の近隣で自分自身も耕作しておりまして、何筆も耕作をしていない農地を見ております。ただ、今年度事務局にとある所有者から苦情が入りまして、事務局と私と一緒に本人のところに伺いました。その際には、現状については認めてはいるものの、本人のやる気の意向自体はあるということで、現状見守りという方向で事務局と確認してきました。当該農地については耕作したいという意向はありましたが、現状私の方で今見ていると、草は綺麗に刈られてはいましたが耕作の気配は一向にございませんでした。

というところで、この件に関して、地主さんもどういふつもりでこの方に賃貸借されるのかというところの確認も含めてですが、本当にこの状況でいいのかというところは私自身も疑問には思っております。本当に一筆に二筆のレベルではないというところだけ強調させていただきます。以上です。

議長 (荒井 一夫) 借りている方がどの程度の面積を借りて、どの程度作付けしないで管理だけしているのか、お金を払っていて作付けしないということは本当にわかりませんが。ただ佐藤委員は、もしそういう状況ならもう少し再検討して別な角度で誰かに、というような流れを作った方がいいのではないかという思いであろうと考えますが、皆さん何かご意見等ありますか。事務局の方はどうですか。

事務局 事務局につきましては、地元自治会長さんからやはり苦情が来ておりまして、■■■■様の方に対して適正管理の書面でのお願いを発送したところでございます。苦情が出てしまっている状況ではありますので、一度■■■■様の経営意向であるとか、そういったものを深く確認する必要があるかと考えております。佐藤委員さんと同じ意見でございます。

議長 (荒井 一夫) 聞くところによると今出たように苦情が出ているということですので、本人にもう一度よく確認したうえで、これらの内容等についてどのようにしていくか考えなければいけないと思います。ですので、も

う一度だけ事務局を通して確認していただいて、その意思如何によって保留にしたものそのままか、あるいはどういう形で他の方にお問い合わせのような指導をするかといったことを選択していった方がいいかと思います。現在出ているこの案件について、今の段階としては保留という形で事務局の対応を求めるということでどうでしょうか。

<同意の声多数>

ではそのようにもう一度対応をお願いしたいと思います。

議 長 (荒井 一夫) 他にご意見がないようですので、採決いたします。

本議案について、7-8番は保留とし、7-8番を除いた他の案件について承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第1号については、7-8番を除きまして原案のとおり承認することとし、7-8番は保留として、後日事務局による対応をお願いいたします。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は7件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 16~18、24 ページ>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。屋代委員。

現地調査担当委員(屋代 幸子) 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請7件について、事務局からの報告により調査検討した結果、許可することに問題はないと思います。以上ご報告申し上げます。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明と、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第2号については、原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は5件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (松本 武久) <総会資料説明 19~20 ページ、別冊資料説明 2~10 ページ>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報

告願います。屋代委員。

現地調査担当委員（屋代 幸子） 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、去る7月17日、事務局とともに現地調査班第4班が現地を確認してまいりましたので、調査結果をご報告いたします。

まず北金丸地内の申請番号10番です。転用目的は駐車場設置です。報告第1号で農地復元等完了届が出ておりましたように、現地の状況は砂利が取り切れてはおりませんでした。概ね管理されており、転用計画に問題はないと確認いたしました。

続きまして佐久山地内の申請番号11番です。転用目的は、太陽光発電施設用地です。現地は管理されておりました。また、雨水は自然浸透ということ。また地域の皆さんには申請が通り次第、迷惑をかけないよう、話を進めてまいりたいとのこと。また、第2種農地でもあり、転用計画に問題がないと確認いたしました。

若草2丁目地内の申請番号12番です。転用目的は、商業用施設敷地です。現地は多少草が伸びておりましたが、また周辺に残地は残りますが、地主が管理するとのことであり、土砂の流出防止は周りにブロックを設置する計画となっておりまして、周辺農地への影響はないと思われ。転用計画に問題はないと確認いたしました。

続きまして、薄葉地内の申請番号13番です。転用目的は、一般住宅です。現地の状況は南側は市道で、周りは両親の敷地ということで、周辺農地への影響はないと思われ。転用計画に問題はないものと確認いたしました。

次に、親園地内の申請番号14番です。転用目的は一般住宅です。現地の状況はハウスが建っており農地として管理されており、南側は道路、北側は宅地です。土砂の流出防止は擁壁土手などを設置する計画となっており、周辺農地への影響はないと思われ。転用計画に問題はないと確認いたしました。以上ご報告いたします。

議 長 （荒井 一夫） 事務局の説明と、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 （荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。本議案について、申請番号12番については許可相当として、栃木県農業会議に意見を求めることといたします。またそれ以外の4件につきましては、原案の通り許可することに賛成の方は起立をお願いいたします。

<全委員起立>

議 長 （荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。議案第3号につきましては、申請番号12番は許可相当とし、栃木県農業会議に意見を求めることとします。

またそれ以外の4件につきましては、原案の通り許可することといたします。

次に、議案第4号「非農地証明願について」を上程します。

申請件数は5件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明21～22ページ、別冊資料12～18ページ>

議長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。屋代委員。

現地調査担当委員(屋代 幸子) 議案第4号、非農地証明願についてご報告いたします。湯津上地内の申請番号10番です。現地は平成2年に母屋を建ててから20年以上経過しており、現在は庭の一部となっており、農地に戻すことは難しいと思います。証明することに問題はないと思われま

す。続きまして、大輪地内の申請番号11番です。平成11年に山林として購入し、住宅と残りは家庭菜園として利用しておりましたが、現地は雑草や木で覆われ、非農地となって20年以上経過しております。農地に戻すことは難しいと思います。証明することに問題はないと思われま

す。続いて、片府田地内の申請番号12番です。現地は40年以上前に廃農して現在に至っており、農地に戻すことは難しいと思います。証明することに問題はないと思われま

す。続いて、須佐木地区内の申請番号13、14が関連ですので一緒に説明したいと思ひます。13番の方は、現地は昭和50年より農地として利用されておらず、原野状態です。また14番ですが平成7年より農地として耕作しておらず、やはり原野状態です。13、14番とともに20年以上経過しており農地に戻すことは難しいと思ひます。証明することに問題はないと思われま

す。以上、ご報告いたします。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は起立願ひます。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めま

す。議案第4号は原案のとおり証明することといたします。

次に、議案第5号「令和8年度県農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに予算に関する要望(案)について」を上程します。事務局から説明を願ひます。

事務局 <総会資料説明23ページ>

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。

質疑はございませんか。

<岩城 善広委員挙手>

岩城 善広委員 12番岩城です。農政班の皆さん、まとめていただいてありがとうございます。内容としてはざっくりとしてはいいんですが、これを受けた側としてちょっと曖昧な感じで、受け手側はこれを解釈して政策に反映していくことができる内容になっているのか、ちょっと具体性が足りない気がしたんですが、皆さんいかがでしょうか？

議長 (荒井 一夫) 今岩城委員から、具体性に欠けるのではないかということなので、欠けるかどうかは別にしましても何か付け加えたりといったご意見等があれば、いかがでしょうか？

岩城 善広委員 例えばですが、2番目の新規就農、担い手の確保という点からすると新規就農者の支援は50歳未満とか50歳限度というところがいくつかあります。ですけど、私も今年50になります、まだ意欲ある人は十分働ける年齢だと思うので、その辺の50という年齢の制限を少し緩めてもらいたいというのが具体的な話としてはあります。以上です。

議長 (荒井 一夫) 多分ご意見がないというのは、それぞれの今言ったような具体的な細かいところで出たものをまとめてこうした抽象的な形を出していると。そうした具体的なもので本当に返ってくるような状況があれば、多分事務局には資料がありますから、それに基づいた対応もまたできるということで意見書としてこうした形になってるという理解をいただければ、沢山出た意見をまとめて逆に抽象的になってしまっているというのはありますね。

岩城 善広委員 承知しました。

議長 (荒井 一夫) 他に質疑がないようですので、採決いたします。本議案について、原案のとおり提出することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第5号は、原案のとおり提出することといたします。

議長 (荒井 一夫) 本日予定された議事の審議は、すべて終了しました。

次に、その他に入ります。議事案件以外に委員の皆様からご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) ないようなので、以上で第25回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会の宣言

午後3時18分 閉会